

平成29年 3 月 第 1 回佐々町議会定例会 会議録 （5 日目）

1. 招 集 年 月 日 平成29年 3 月 7 日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3 階 議場

3. 開 議 平成29年 3 月 23 日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福 田 喜 義 君	2	阿 部 豊 君	3	寺 崎 俊 男 君
4	永 安 文 男 君	5	橋 本 義 雄 君	6	平 田 康 範 君
7	須 藤 敏 規 君	8	淡 田 邦 夫 君	9	仲 村 吉 博 君
10	西 日 出 海 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	大 瀬 忠 昭 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼企画財政課長	浦 田 純 一 君	総 務 課 長	川 内 野 勉 君	住民福祉課長	大 平 弘 明 君
税 務 課 長	内 田 明 文 君	保険環境課長	川 崎 順 二 君	建 設 課 長	松 本 孝 雄 君
水 道 課 長	山 本 勝 憲 君	産 業 経 済 課 長 兼農業委員会事務局長	今 道 晋 次 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君
会 計 管 理 者	谷 添 正 人 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中 村 義 治 君	議会事務局長補佐	松 本 典 子 君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 議案第28号 平成29年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第3 議案第29号 平成29年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算
 日程第4 議案第30号 平成29年度 佐々町公共下水道事業特別会計予算
 日程第5 議案第31号 平成29年度 佐々町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第6 議案第32号 平成29年度 佐々町水道事業会計予算
 追加日程第1 議案第33号 佐々町町内会集会所の設置に関する条例の一部改正の件

追加日程第2 議案第34号 佐々町工場設置奨励条例の一部改正の件
追加日程第3 議案第35号 佐々町公害防止条例の一部改正の件
追加日程第4 議案第36号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件
追加日程第5 議案第37号 和解及び損害賠償の額を定める件
追加日程第6 議案第38号 平成28年度 佐々町一般会計補正予算（第7号）
日程第7 意見書第1号 九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書案の提出について
日程第8 発議第1号 佐々町議会会議規則等の一部改正について
追加日程第7 閉会中の所管事務調査

9. 審議の経過
(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（西 日出海 君）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年3月第1回佐々町議会定例会本会議の5日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（西 日出海 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則の規定により、9番、仲村吉博君、1番、福田喜義君を指名します。

それでは、4日目に引き続き議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めてまいります。

— 日程第2 議案第28号 平成29年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算 —

議 長（西 日出海 君）

日程第2、議案第28号 平成29年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、議案第28号の御説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、1、2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料9,244万8,000円、1 項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

2 款使用料及び手数料1,000円、1 項手数料、同額でございます。

3 款繰入金4,172万円、1 項一般会計繰入金、同額でございます。

4 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

5 款諸収入19万8,000円、1 項延滞金、加算金及び過料2,000円。2 項償還金及び還付加算金19万3,000円、3 項雑入2,000円、4 項預金利子1,000円。

歳入合計 1 億 3,436 万 8,000 円。

2 ページです。歳出。

1 款総務費 144 万円、1 項総務管理費 100 万 1,000 円、2 項徴収費 43 万 9,000 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 3,268 万 9,000 円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

3 款諸支出金 19 万 4,000 円、1 項償還金及び還付加算金 19 万 3,000 円、2 項繰出金 1,000 円。

4 款予備費 4 万 5,000 円、1 項予備費 4 万 5,000 円。

歳出合計 1 億 3,436 万 8,000 円です。

以上です。よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。質疑のある方。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

質問を 3 点したいと思います。

1 つは、予算勉強会の折に配付いただきました資料の 5 ページなのですが、後期高齢者医療保険料軽減判定におけるシステム誤りについてということで、今後の対応ということで、1、2 ということでありますが、対象者の周知及び通知、4 月から 5 月にかけてということ。この後どうするのか、どうなるのかということをお答えいただきたいということでもあります。

これはシステム誤りといったら、結局は、国の担当者、国が間違っただけでしょう。それが最終的に被保険者に負担増という形でかかってくるということにないのか、あるのか、そのあたりについてお尋ねをいたします。

それから、その誤りということの関係からいって、いま一つ気になるところがあるんですが、予算書の 1 ページ、歳入歳出予算の歳入のところで、諸収入で延滞金、加算金及び過料というのがあります。もともと後期高齢者は国保から老人保健部分を抜いて後期高齢者医療保険制度ということが出てきたんですが、もともとの国保には、諸収入のところにはそうした過料とかというものは諸収入の中にはありませんでした。延滞金だけです。後は特定健診受託金とか、雑入と預金利子ということがありますので、母体から出た以上に厳しい罪とかが問われると。頭出しは 1,000 円ということではありますが、中身としては金額とは比べ物にならないほどの大きなことがありますので、そのことについてお尋ねをいたします。

それから、いま 1 点、予算説明書の 8 ページのところで、これは説明のときにもお尋ねしましたが、佐々町のところは低所得者云々のところで、合計で 255 万 1,228 円という増収という形になるわけなんです。これは、結局は被保険者の負担増ということではね返ってくるということを確認したんですが、そうだということでしたけれども、1 人当たりどの程度の負担がかかってくるのかということをお尋ねいたします。3 つです。お願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

まず、システム誤りの件につきましては、現在、広域連合のほうでその誤りを算定しているところでございますけども、その結果が出ましたら、被保険者の方への御説明等をするというような動きになっております。

これが、まだどの程度の方がそれに該当するかというのがまだわかっておりません。ひょっとして増額する方もあるかもしれませんが、逆に減額の方もおられるかもしれないという

ことでございます。

これにつきましては、国のシステム誤りというのがもともとの原因でございます。これについては、現在、簡易版というものを作成されまして、それに基づく対応をされているところでございますけれども、これにつきましては、システムの改修を国のほうで急いでされておりますので、今後はそういった誤りは出てこないだろうということでございます。

先ほどおっしゃいました被保険者の方への負担増にあるかないかということでございますが、現在のところはまだわかりません。増える方もおられるかもしれませんけれども、逆にそれによって減になられる方もおられるかもしれないということでございます。

それから、過料のほうにつきましては、すみません、国保から切り離されて、後期だけ過料がということかもしれませんが、一応町の条例のほうで申しますと、所得を判定する部分での申告等でございますけれども、職員の質問に対して虚偽の申告をした場合に、それから、徴収金の徴収を免れた者に対して、その免れた額に対しての過料を課するというふうになっておりますので、これに基づき計上しているところでございます。

これにつきましては、後期高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、文書、その他の物件の提出もしくは職員に明示させることができるようになっておりまして、こういう質問権があるということになっておりますので、これを拒んだ場合に、そういった過料等を科するというふうになっているところでございます。

それから、低所得者の軽減分につきまして、1人当たりどの程度かということでございますが、まず、軽減分の本則に段階的に戻していくという部分でございますけれども、まず均等割が増額になる方がおられます。この方につきましては、対象者が167名で、金額としては110万7,000円程度。1人当たりでこれを単純に割りますと年間で6,633円、それから1期当たりで見ますと、9期ですと737円の増ということになります。

それから、所得割軽減のほうの、これも段階的に本則に戻すということになっておりますが、この分につきましては、対象者が199名で、影響額が144万3,428円、1人当たりの金額にしますと、単純に割ったときに7,253円。これも1期当たりで見ますと、9期で割ると806円の増ということになる状況でございます。

軽減額の影響額としては、先ほど議員おっしゃいますとおり255万1,228円が現在のところ試算されている状況でございます。

以上です。

議長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

過料のところ再質問します。この過料と、それから先ほどシステム誤りとの関係で、私の頭の中ではちょっと事の軽重が違ふんじゃないかという感じがするものですから、お尋ねするものですが、この過料ということについては、先ほど言われたその法律の中での定義とは違ふかもしれませんけれども、広辞苑では、現刑法で軽い禁令を犯したものに支払わせる金銭、秩序罰、懲戒罰、執行罰としての過料があるという、その意味の過料、国法ではそういうふうには私は理解しているんですが、刑法上の刑罰ではないというふうなただし書きもあるんですけれども、罰であることには間違いのないわけですが、そうしたこと、この罰に類するような行為というのは少し今、言われたんですが、その判断というのは、それぞれ行政側の職員の判断ということなんでしょうか。判断の基準なり何なりをお示しいただきたいというふうに思います。

そして、システム誤りということで、今、国が検討しているということなんですけれども、そもそもシステム設定のときにも国は税金を使って、職員を使ってやってきている。そのシス

テム誤りを発見し、それを修正することについても、税金を使い、職員を使って、時間を使って行っている。全国的に莫大なお金を使うわけです。

そのことについて、システム誤りを犯した当時の担当の職員、上司、担当大臣、総理大臣、責任はどこがとるんですかね。無駄に税金を使うわけですよ。そのことについては刑事罰はないんですかね。単純にシステム誤りというふうに簡単に言うんですけど、そういったことの大きなことに比べて、この過料というのがそれほど重いことなのかということについて、お尋ねをするわけです。

だから、さらっと行政事務の一環というような感じで、システム誤りを修正していますよというふうになっているんですが、いろんな間違いを犯しても、行政側の責任が一切問われないんですよ。どこでもそうでしょう。逆に、仕事をするということについて、国を筆頭にしてもう少し真剣にやらんといかんと思いますよ。だから、そのあたりについては、システム誤りの責任はどこにあるのかというのをあなたに問うつもりはないんですけども、行政の組織上あるでしょう、縦からずっとあるわけですから。

だから、そのあたりについて、あわせて、そういった意味でこの予算書の中の過料という問題について、行政としてどう考え、實際上、今までこういった形をした人はないんですが、大体、頭出しで済んでいるということだろうと思うんですが、そのことについて、いま一度お尋ねします。

そして、実際にシステム誤りにおいて負担が増える人もおられれば、ひょっとして減る人もおられるかもしれませんが、現実には増える人が、これは納得できない、あなた方の判断が間違ったことについては問われないのかと言われた場合に、国はどうするんでしょうかね。その部分については答弁なさる必要はないんですが、そうすると、先ほどの答弁の中で、255万1,228円増収ということで、内訳を聞きましたら、その中で、資料にありましたよね。これ167人と199人。単純に割ればいいというような答弁がありましたけれども、そうすると、少なくともこれだけの人が影響を受けるということで、そして、これは、この予算上この分が当然計上されているということでございますね。そのことについて伺います。予算の説明でしょうから、あつてるとは思いますけれども、確認をさせていただきます。

ですから、過料を科すについての役場の側の誰が判断し、誰が過料を科すのかということについて、お尋ねをいたします。

それと、先ほどちょっとあまりはっきりしたことで答弁されなかったもので、どういう場合に過料の対象になるということについて、いま一度しっかりと御答弁いただきたいと思います。

議長（西 日出海 君）

9 番議員に、システムのミスにつき国の責任追及についての言及は、なしということでよろしいですね。当然答弁はできませんので、それは、なしということでございます。

担当課長、いいですか。保険環境課長。そこまで言われたら訂正をさせなきゃいけないですね。どうぞ。

保険環境課長（川崎 順二 君）

過料の判断の基準等ですけども、先ほど議員おっしゃいましたように、例がないというのが実情でございますので、すみません、現時点でどういう判断基準なのかというのがちょっとつかめないところでございますが、判断するに当たりまして、条例上のことを言いますと、正当な理由がなく、法第137条というのが、高齢者の医療の確保に関する法律の137条ですけど、これは先ほど申しました、文書、その他の物件の提出もしくは提示を命じ、職員がその提示を求めることができるような条文でございますけれども、正当な理由がなく、法第137条第2項の規定により、文書、その他の物件の提出もしくは提示を命ぜられて、これに従わず、当該職員の

質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をしたときに過料を科するというふうになっております。

それから、偽り、その他不正の行為による保険料、その他の規定による徴収金の徴収を免れた者に対して、徴収を免れた金額に応じて過料を科するというふうになっているところがございます。

すみません、これについて判断基準等が私のほうでまだ知らない部分があるんですが、これについての情状がありましたら、判断については当然担当課のほうでそれらの資料を作成しまして、最終的には町長の判断ということになってようかというふうに思います。

軽減分ですけども、この軽減分については、当初予算のほうで反映をされておりますので、その分を含めたところで軽減が減となった分につきまして保険料のほうが増額というふうになっているところがございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

一番最初に質問したところで十分な答弁がなかったかと思いますので、もう一度繰り返しますが、もともと母体である国保の中に老人保健がありました。そして、国保から完全に独立するような形で後期高齢者医療制度が特別会計になったわけなんです。母体ではそうした延滞金にかかわっては、雑収入のところへ延滞金ということが書いているだけで、加算金とか過料とかいうのはないんです。何で国保税には延滞金ということだけで、後期高齢者医療制度については加算金と過料がつき、より重くなっているということについてはどういう根拠があるのかな。

実は、後期高齢者って、皆さん御存じのようにいろんな人がおられる。記憶違いがあるだろうし、判断誤り、いろいろなところで出てくる可能性としては、実際とは違うようなことを申告する場合だってあり得るわけなんですけれども、そういったことなんかを考えて加算金とか過料とか考えたんでしょうかね。決してそうではないと思います。

そういった点で、この加算金及び過料が適切なのかどうなのかというのは、ここの場では問いませんけども、国保から出てきた後期高齢者医療制度が、本当にいわゆる後期高齢者にとってやさしい制度だったのかなというのが翻っての疑問なんです。繰り返しますが、国保税から出てきた後期高齢者医療制度の雑収入の項で、延滞金にかかわってこれだけ厳しくなってきたのは、どういう理由なのかだけお尋ねいたします。

保険環境課長（川崎 順二 君）

すみません、今の御質問に対しての答えというのはちょっと持ち合わせておりません。

ただ、先ほどおっしゃいました御自分で状況がわからない方等もおられるかと思います。その方については、同じ条例の中に、その過料の額等については情状により町長が定めるというふうにはなっておりますので、そこら辺の状況につきましては、確認等をしまして、万が一そういう過料を科すということがあれば、そういう情状により決めていくということになるかと思いますが。

以上です。

町 長（古庄 剛 君）

確かに国保と後期高齢者がかわっているということで、過料が出てきているわけでございます。これはもう法律上そういうことで、この予算につきましての様式というのは多分国のほう

から示されて、こういう過料が出てきているんじゃないかと私は思っていますし、国保ではないわけですけど、これもよほど悪質といいますか、そういうことがない限り、その過料というのは適用しないということで私どもも思っていますし、やはり法律上そういうことで出てくれば、やはりここに上げざるを得ないということで、私どももそういうことで、なぜここに出てきたのかというのはなかなか意見というのが言えませんので、大変申しわけなく思いますが、そういうことで御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

質疑のところでも申し上げましたけれども、システムの問題とか、あるいは諸収入の項の延滞金のところについてということについては、別段反対討論の根拠にはいたしません。これは国との関係もあるでしょうし、制度上のこともあるでしょうから、あえて問いませんけれども、問題があるということだけはぜひ受けとめていただきたいと思います。

それで、29年度については、先ほど課長から答弁いただきました。会計にとっては増収という形ではね返ってくるわけですが、実際に一人一人の負担ということについては、700万円あまりとか、そういった金額になってきています。決して小さい金額ではないというふうに判断いたします。それぞれの被保険者にとって保険料が高くなるということについては、やはりこの時期、被保険者の方々の気持ち、それから収入等を勘案すれば、賛成するわけにはいきません。反対討論にいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第28号 平成29年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第 3 議案第29号 平成29年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 3、議案第29号 平成29年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。執行の説明を求めます。保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、議案第29号の説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、1、2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算、歳入。

1 款診療収入123万9,000円、1 項外来収入、同額でございます。

2 款使用料及び手数料5万6,000円、1 項手数料、同額でございます。

3 款財産収入2万1,000円、1 款財産運用収入、同額でございます。

4 款繰入金841万1,000円、1 項他会計繰入金649万9,000円、2 項基金繰入金191万2,000円。

5 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

6 款諸収入2,000円、1 項雑入1,000円、2 項預金利子収入1,000円。

歳入合計973万円。

2 ページです。

歳出。

1 款総務費823万8,000円、1 項施設管理費、同額でございます。

2 款医業費36万9,000円、1 項医業費、同額でございます。

3 款基金積立金2万2,000円、1 項基金積立金、同額でございます。

4 款予備費110万1,000円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計973万円。

以上です。よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

お尋ねいたします。

基金についてです。診療所の必要性並びに診療科目であるもの忘れ外来、これについての重要性は認識しておりますし、大切なことだというふうに思います。

しかしながら、財政規模に比べてこの基金の残高というのは随分大きいようではありますが、どういう用途があるのか、どういうことのために蓄えておられるのか。まさかとは思いますが、建てかえとか、あるいは取り壊しとか、そういったことのために貯めておられるということはないんでしょうね、確認をしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

基金につきましては、建てかえとか、そういうことは私は考えていないです。このことについては、やはり皆さんも御存じのとおり、もの忘れ外来という、早く相談して早期発見というのを我々も、今、福祉センターと共同でいろんなことをやっているわけでございます。基金が現状で4,100万円ぐらいあるわけでございますけど、町としては考えていないわけでございます。

ただ、今、他会計繰入金というのが交付税措置で1診療所当たりの交付税が来ているわけです。そういうことを今、入れているわけです。それがなくなった場合——なくなるといってか、減額の可能性も将来的にあるわけです。そういうことを考えれば、この基金をまたこれで流用

しなければならないという部分が出てきますので、そういう考えで、今のところは持っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

そうすると、この診療所並びに診療科目でありますもの忘れ外来、こういったことを維持するために、将来のために備えているということで理解してよろしいんですね。

それで、診療所内にある設備がかなり古くなっていて、言葉が悪いですけど、くず鉄みたいになっているような感じもする、そういった印象を受けるような説明もいただいたこともあるんですけども、そういったことの撤去費用に要るのかなというような感じがしたものですから、そうすると、その後、当然補修とか修繕とかしなければなりませんので、そういったお金が必要なのかなという疑問があったんで、取り壊し云々という話をお尋ねしたんですが、そのことも含めていま一度御説明いただきたい。

議 長（西 日出海 君）
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

まず、備品の分のことで撤去費用等、その他です。

一応その部分でいいますと、この前の勉強会のほうに説明した部分があるんですけども、基本的には処分する方向でいかなければいけないという部分ですが、費用的にはさほど大きな費用はかかりません。

あと、一番大きな備品としてはレントゲン機器等があると思いますが、その部分につきましては撤去も、まず、ねじどめで全部されておりますので、施設を一旦壊すことなく撤去ができるということでございますので、費用的には大きくかからないという状況でございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、課長が申しましたように、設備的には撤去といいますか、そういう外す場合もございますけど、原則的には改造といいますか、そういう費用が少しはかかるかもわかりませんが、そこを取り壊すとかというものではないと判断していますので、そういう先ほど申しましたような方向で、基金については積み立てているということでございますので、御理解をいただければと思っております。

議 長（西 日出海 君）
いいですね。
ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第29号 平成29年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第 4 議案第30号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計予算 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 4、議案第30号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。
執行の説明を求めます。水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

それでは、1 ページ目をお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算。

1 款分担金及び負担金446万1,000円、1 項分担金、同額でございます。

2 款使用料及び手数料 2 億6,981万3,000円、1 項使用料 2 億6,981万1,000円、2 項手数料 2,000円。

3 款国庫支出金6,560万円、1 項国庫補助金、同額でございます。

4 款繰入金 3 億4,000万円、1 項一般会計繰入金、同額でございます。

5 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

6 款諸収入 2 万5,000円、1 項延滞金加算金及び過料2,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入 2 万2,000円。

7 款町債5,870万円、1 項町債、同額でございます。

歳入合計 7 億3,860万円。

歳出です。

1 款総務費 2 億4,204万7,000円、1 項総務管理費、同額でございます。

2 款建設費 1 億2,301万4,000円、1 項建設費、同額でございます。

3 款公債費 3 億6,284万3,000円、1 項公債費、同額でございます。

4 款予備費1,069万6,000円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計 7 億3,860万円でございます。よろしくをお願いいたします。

失礼しました。3 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為。

事項が、平成29年度水洗便所改造資金に対する利子補給補助、期間が平成30年度から34年度まで。限度額が52万2,000円でございます。

第 3 表の地方債でございます。

起債の目的、（下水道事業債）公共下水道事業、限度額5,870万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率が年 2 %以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公

共同体金融機構資金について、利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。

以上でございます。失礼しました。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

企業会計のことについてお尋ねします。

32 年 4 月まで法定的には企業会計で進めるということですが、前倒しして佐々町の場合には 31 年 4 月から実施したいというような説明を、予算の説明のときに受けましたけれども、そういったことについては、2 年ぐらい時間的には要るわけなんです、そういったことを進めるということをして今の時期から始めるということでは、前倒しをしないといけないということはないんでしょうか。そのあたりについて、なぜ前倒しして、企業会計に取り組んでいくのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

国のほうが企業会計に取り組みなさいということで出された分につきまして、先ほど説明されたとおり、32 年ということになっております。うちのほうが、今の計画では 1 年前倒しして実施をということで考えております。

その理由といたしましては、国の方針より先にきちっとした企業会計に取り組んで、その中で適正な料金とかという部分を最終的に住民の皆さんにわかるような形でお知らせすることが非常に重要なことと考えております。

といいますのは、下水道事業といいますのは皆様のライフラインでございますので、そこを継続的に将来にわたって心配ないような形で取り組んでいくという部分が非常に重要かと思えます。その部分につきまして、今の特別会計ではやはり一般会計から繰入金額が、ことしも予算では 3 億 4,000 万円ほど入れておりますけど、その辺でなかなか見えにくいという部分がございますので、そこはやはりきちっとあからさまにして、どこの部分を住民の方に負担していただくか、どこの部分を税金でやっていくかという部分はきちっとした中で、わかるような形で皆様にお知らせするのが重要かと思っておりますので。

その中で、国のほうも、そういう形の方針の中で進めておりますので、うちのほうは前倒しの理由としましては、国の期間に間に合うように少しでも前倒しして実施すべきと。それと、きちっとした情報を住民の皆様にお知らせすることが重要かということで考えておりますので、そのような形で前倒しをするということで考えております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

いや、企業会計でわかるかね。水道事業会計もこれは企業会計の一つでしょう。そういったことで、今、言われたような説明で、企業会計にすることによって下水道事業が見えてくるといことの説明では、ちょっと不十分のような感じがするんですが、実際には、やはりそれぞれの住民の皆さんと、それこそひざを突き合わせながらいろんな話を、役場にとってつらいことも言われて、厳しいことも含めて、相談しながら進めていくというのが一番わかりやすいことだと思うんでね。何か、企業会計を導入することによって明らかになるというのはわからないんですが、そしたら、どういうふうなのが明らかになってくる。例えば、借入金は何々債と。で、どこどこ銀行から借り入れして、金利は幾らですよ。この負担は結局は皆さんのところに返っていつていますよということを、資産と負債に分けて説明するというのが、あるいは損益計算書で説明するというのが、住民の皆さんにわかるということなんでしょうか。そのことが広報さざで年に 2 回、決算・予算ということがあるわけなんです、そのことによってわかるようになるんでしょうかね。そのことについては、どういう方法をとって住民に広報しながら、企業会計にすることの説明をなさらないといけないだろうと思いますが、そういったことについてのお考えをお聞きしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

どういう方法でということでございますけど、その辺につきましては、水道事業でいえば、今、1 トン当たりどれくらいの費用をかけて水をつくって、それに対してどれくらいの料金をいただいているという部分がわかると思うんですが、今の部分でいえば、下水道使用料も水道料金と同じような形で、160 円で今いただいておりますけど、その料金の根拠という部分が曖昧な部分になっております。曖昧な部分と言うとちょっとおかしいですけど、実際はもっと費用的にはかかっているという部分が住民の皆さんにわかっていないなと思っております。

そこの部分につきましては、なぜかといいますと、今までの建設費用が起債が大体 25 年とか、今は 20 年で返しておりますけど、そういう形で償還費用がかかっておりますけど、その費用が通常であれば資本費と言われる部分でございます。

ところが、建物とか施設という部分につきましては、おのおのの償還期限がございますので、通常でいえば 40 年とか、50 年とかという形でそこの部分は費用として見ていく部分でございます。企業会計になれば、その減価償却の部分がきちとした費用ということで計上されますので、そこの部分で料金という部分があからさまになるのかなということで考えております。

じゃ、どうやって広報していくかという部分につきましては、これから研究させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第30号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 5 議案第31号 平成29年度佐々町農業集落排水事業特別会計予算 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 5、議案第31号 平成29年度佐々町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。
執行の説明を求めます。水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

1 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算。

1 款分担金及び負担金14万9,000円、1 項分担金、同額でございます。

2 款使用料及び手数料214万8,000円、1 項使用料214万6,000円、2 項手数料2,000円。

3 款繰入金2,100万円、1 項一般会計繰入金、同額でございます。

4 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額でございます。

5 款諸収入2,000円、1 項雑入1,000円、2 項預金利子1,000円。

歳入合計2,330万円。

歳出でございます。

1 款総務費760万2,000円、1 項総務管理費、同額でございます。

2 款公債費1,539万9,000円、公債費、同額でございます。

3 款予備費29万9,000円、1 項予備費、同額でございます。

歳出合計2,330万円。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為。

事項、平成29年度水洗便所改造資金に対する利子補給補助、期間が平成30年度から平成34年度まで。限度額が 5 万8,000円です。

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これより質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第31号 平成29年度佐々町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これより10分ほど休憩いたします。再開を55分といたします。

（10時48分 休憩）

（10時56分 再開）

— 日程第 6 議案第32号 平成29年度佐々町水道事業会計予算 —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、議案第32号 平成29年度佐々町水道事業会計予算を議題とします。

この件につきましては、勉強会の中で説明があつてということでお聞きしております。

それでは、これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第32号 平成29年度佐々町水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

21日に町長から追加議案の申し出があつております。追加議案は6件です。議会運営委員会を開催して協議をしていただきました。議案の内容は、佐々町町内会集会所の設置に関する条例の一部改正の件、佐々町工場設置奨励条例の一部改正の件、佐々町公害防止条例の一部改正の件、佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件、和解及び損害賠償の額を定める件、平成28年度佐々町一般会計補正予算（第7号）。

皆さんにお諮りします。執行の申し出のとおり、6件の議案を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。議案第33号 佐々町町内会集会所の設置に関する条例の一部改正の件

を日程に追加し、追加日程第 1 として、議案第 34 号 佐々町工場設置奨励条例の一部改正の件
を日程に追加し、追加日程第 2 として、議案第 35 号 佐々町公害防止条例の一部改正の件を日
程に追加し、追加日程第 3 として、議案第 36 号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の
件を日程に追加し、追加日程第 4 として、議案第 37 号 和解及び損害賠償の額を定める件を日
程に追加し、追加日程第 5 として、議案第 38 号 平成 28 年度佐々町一般会計補正予算（第
7 号）を日程に追加し、追加日程第 6 として、以上 6 件を議題とすることに決定しました。

しばらく、そのまま休憩いたします。

（10 時 59 分 休憩）

（11 時 01 分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、議案第 33 号 佐々町町内会集会所の設置に関する条例の一部改正の件、追加
日程第 2、議案第 34 号 佐々町工場設置奨励条例の一部改正の件、追加日程第 3、議案第 35 号
佐々町公害防止条例の一部改正の件、追加日程第 4、議案第 36 号 佐々町国民健康保険診療所
条例の一部改正の件、以上 4 件については、関連がありますので、一括議題とすることに異議
ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号から議案第 36 号までの 4 議案は一括議題とい
たします。

町長が各かがみの全てを朗読終了後、担当者が説明をお願いいたします。

— 追加日程第 1 議案第 33 号 佐々町町内会集会所の設置に関する条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第 1、議案第 33 号 佐々町町内会集会所の設置に関する条例の一部改正の件を議題
とします。

執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 33 号 朗読）

— 追加日程第 2 議案第 34 号 佐々町工場設置奨励条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第 2、議案第 34 号 佐々町工場設置奨励条例の一部改正の件を議題とします。

執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 34 号 朗読）

— 追加日程第 3 議案第 35 号 佐々町公害防止条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第 3、議案第 35 号 佐々町公害防止条例の一部改正の件を議題とします。
執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 35 号 朗読）

— 追加日程第 4 議案第 36 号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第 4、議案第 36 号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件を議題とします。
執行の朗読を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 36 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

議案の朗読が終わりました。
執行の説明を求めます。総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

ただいま上程いただきました 4 議案につきましては、それぞれ委員構成の見直しを行うため、
提案するものです。
以上です。

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。質疑討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑討論を省略し、直ちに採決します。

議案第 33 号 佐々町町内会集会所の設置に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決
することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 34 号 佐々町工場設置奨励条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議
ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号 佐々町公害防止条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第36号 佐々町国民健康保険診療所条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 追加日程第5 議案第37号 和解及び損害賠償の額を定める件 —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第5、議案第37号 和解及び損害賠償の額を定める件を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第37号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

それでは、説明させていただきます。

1 ページめくっていただきまして、まず1番といたしまして、和解及び損害賠償の相手方。対人賠償分でございます。

甲、住所、氏名、記載のとおりでございます。

2番として、事故の概要。平成28年7月19日、午前10時40分ごろ、庁舎1階自動ドア補助センサーが故障しており、甲が自動ドアに挟まれ、頭部強打及び転倒したものでございます。

3番目でございます。和解及び損害賠償の概要。町は甲の治療費、通院交通費、慰謝料、その他一切の費用が164万2,778円であると確認し、支払うものとする。

本件事故に関し、上記条件以外に甲と町との間には、債権債務は今後一切ないことを確認する。

この債務の期間でございますけれども、事故発生の7月19日から2月24日まで、221日間でございます。中に入院が89日間、それ以外が完治するまでに至る記述でございます。

このようなことが二度と起こらないように、庁舎の管理に力を入れていきたいと思っております。

どうも申しわけございませんでした。
以上です。

議 長（西 日出海 君）
これから質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）
1 点質問いたします。

第 3 のところ、和解及び損害賠償の概要というところなんですが、債権債務は今後一切ないことを確認するってということなんですけれども、これどういう状況、今後に一切ないということの確認を通常やるんでしょうけれども、これを原因とする、直接原因とするということをしてカバーできるかもしれませんけれども、これを遠因として、何らかの疾病が出てきた場合には、その際には、債権債務、甲乙の間で再度協議をするというような条項は入っていないんですね。だから、一切ないということの具体的な条項は、どういったところで担保されるのか。現物がないからお尋ねしてるわけです。

議 長（西 日出海 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

この示談に至る前に担当の先生から診断書をいただいております。本人様がいただきまして、そのコピーを私どもが入手したということで、その中で、完治というふうに書かれておりますので、今後症状につきまして、今後、継続することはないというふうな判断をお互いにしております。
以上です。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

医療上の問題は完治ということで出てこないかもしれませんが、その完治というところが、いわゆる和解条項、法的な文書という上で、それが一切問題を起こさないということの担保に、医療上の問題の完治ということが、法律上、将来問題が出てこないということの保証になるのかなというのがあるんですが、そのことのつながりについては、どのように和解条項上、確認されてるんでしょうか。そのあたり、お尋ねをいたします。

やはり、転倒打撲ってことですから、わからないところで、あり得るということも、ちょっと心配してるもんですから、医療のそういった完治という診断書が唯一の保証ですので、そういった位置づけにできるのかどうか、お尋ねしてみたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

私も、こういった示談が初めてでありまして、基本的に、症状固定もしくは完治で示談に入っていくというのが前提だというふうに保険会社のほうから聞いておりまして、その医師の

判断が出ない場合は示談が成立しないというふうなことで、そこで完治ということでもありますので、症状はこれでもう治癒したというふうなことで考えていいのではないかというふうに担当としては考えております。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）
最後に確認です。そうすると、議会の議決も要るわけですので、この金額以上には出ないということについて、この和解条項上は確認できる仕掛け、仕掛けっちゃおかしいですが、担保として、金額の担保として理解していいということを確認したいと思いますが。

議 長（西 日出海 君）
総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）
そのように、私どもも理解しております。

議 長（西 日出海 君）
ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。
これから採決を行います。議案第37号 和解及び損害賠償の額を定める件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 追加日程第 6 議案第38号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第 7 号） —

議 長（西 日出海 君）
追加日程第 6、議案第38号 平成28年度佐々町一般会計補正予算（第 7 号）を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第38号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（浦田 純一 君）

では、1 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正をごらんください。

歳入。

1 款諸収入、補正額164万2,000円、計6,417万8,000円。4 項雑入、補正額164万2,000円、計6,203万円。

歳入合計、補正額164万2,000円、計62億6,435万7,000円。

歳出でございます。

2 款総務費、補正額120万8,000円、計 6 億114万9,000円でございます。

1 項総務管理費、補正額120万8,000円、計 4 億9,346万3,000円。

14款予備費、補正額43万4,000円、計6,976万8,000円。1 項予備費、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額164万2,000円、計62億6,435万7,000円。

今回の補正につきましては、先ほどの議案第37号の損害賠償に係る補正となっております。

よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

議案の説明を行います。補足説明を行います。

3 ページをお願いいたします。一番後ろのページになります。

歳入です。164万2,000円。先ほどの議案で申しましたとおり、賠償額164万2,778円が全国町村会総合賠償保険対人賠償金として、歳入に上がりますので、雑入で受け入れております。

歳出でございます。総務費、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、22節補償、補填及び賠償金、金額120万8,000円です。この分につきましては、既に予備費から充当いたしまして、43万5,018円の支払いを行っております。164万2,778円から既に支払った43万5,018円を差し引きまして、120万7,760円となりますので、この予算を増額しております。

次に、予備費ですけれども、歳入と歳出の差額を計上しております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 38 号 平成 28 年度佐々町一般会計補正予算（第 7 号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第 7 意見書第 1 号 九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書案の提出について —

議 長（西 日出海 君）

日程第 7、意見書第 1 号 九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書案の提出については、長崎県下市町議会新幹線推進連絡協議会から文言の訂正依頼がありましたので、この件については、取り下げることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第 1 号 九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書案の提出については取り下げといたします。

— 日程第 8 発議第 1 号 佐々町議会会議規則等の一部改正について —

議 長（西 日出海 君）

日程第 8、発議第 1 号 佐々町議会会議規則等の一部改正についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。事務局長。

議会事務局長（中村 義治 君）

（発議第 1 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

これより質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。発議第 1 号 佐々町議会会議規則等の一部改正については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
皆さんにお諮りします。閉会中の所管事務調査について追加議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。閉会中の所管事務調査を日程に追加し、追加日程第 7 として、議題とすることに決定しました。
しばらく休憩いたします。

（11時24分 休憩）

（11時37分 再開）

— 追加日程第 7 閉会中の所管事務調査 —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 7、閉会中の所管事務調査に入ります。

閉会中の所管事務調査について、会議規則第 75 条の規定により、各委員長からお手元に配付しております案件について調査の申し出があります。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙委員長申し出のとおり、閉会中の調査を行うことに決定されました。

お諮りします。以上で、平成 29 年 3 月本定例会に付された案件は全て終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、平成 29 年 3 月本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長の挨拶をお受けします。

町 長（古庄 剛 君）

3 月 7 日から佐々町定例会ということでお願いいたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中に、また、卒業式等を挟みながら会期が 17 日間ということで、本日までということでございます。皆さん方、大変いろんな面で御迷惑をおかけし、多々いろいろあったと思いますけど、我々職員も今後も一所懸命、町民の安全安心のために頑張らなければならないと思っていますし、また、皆様方におかれましては、ことしは選挙の年ということでございます。風邪等、それから花粉症とも、いろいろな今、病気があつてますので、体に気をつけられて、今後万全を

期していただければと思っております。大変いろいろな面で御迷惑をおかけし、それから、31 日までの予定でございましたけど、西議長様や議員さんの御協力によりまして、本日で閉会ということで、皆さん方大変御迷惑をおかけしたことを心から御礼を申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

議 長（西 日出海 君）

私のほうからも一言お礼申し上げます。

平成29年度の当初予算が成立し、骨格予算ではありますが、新たなスタートとなりました。追加議案があるということで、3月31日までの会期をとっておりましたが、本会開催予定の本日に間に合い、本日が3月定例会最終日ということで、議会開催は最後になろうかと思います。議員各位におかれましては、この4年間大変お世話になりました。皆様の御協力によりまして、議長としての議会運営を何とか無事に終えることができました。心より感謝申し上げます。省みますと、議長として、また、長崎県議長会会長として、県内72町村から町村合併により8町となり、厳しい情勢の中、事務局の協力を得ながら、長崎県町村議長会の一定の方向性と改革はできました。また、全国町村議会議長会、地方議会の制度運営に関する検討委員会の委員長として、全国町村議会の中で活動させていただき、本来ならば経験できないようなことをさせていただきました。充実した毎日でございました。しっかりと長崎県佐々町議会を印象づけてまいりました。まことにありがとうございました。

議員の皆様には、6月には所期の目的が達成されますよう、そして、ますますの御健勝と御活躍を御期待申し上げます。

また、古庄町長はじめ、大瀬副町長、黒川教育長、職員の皆様に大変お世話になりました。

議員歴通算20年を終える中、この8年間につきましては、温かい御理解と御協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。どうぞ、皆様におかれましては、健康に注意され、佐々町の発展と住民の福祉の向上に今まで以上の貢献をされますようお願いいたします。

私自身、議会議員生活を終わりますが、今後とも変わらぬおつき合いを願うものでございます。

あと2カ月と任期はありますけども、職を全うする所存でございます。

結びに改めてお礼と感謝を申し上げ、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年3月第1回佐々町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（11時42分 閉会）